

平成29年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：平成29年11月2日（木）14時～

場 所：市役所別館3階 第3会議室

■会議次第

1 開会

2 議題

- ① 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案一部）について
- ② 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のための事業所調査結果の概要について
- ③ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方について
- ④ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量について
- ⑤ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュールについて
- ⑥ その他

3 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第、協議会委員名簿

資料1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案一部）

資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のための事業所調査結果の概要

資料3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方

資料4 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量

資料5 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュール

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、中井委員（副会長）、田邊委員、清石委員、古友委員、福田委員、大北委員、中村委員、郡司委員、野志委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局：障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、池田主任、宇崎主査、江口係員

門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 西川氏、廣田氏

門真市障がい者相談支援センター ジェイエス 小柳氏

門真市障がい者相談支援事業所 あん 大岩氏

【コンサル／(株)ぎょうせい】

重野 氏

■欠席者

委員：香西委員、松村委員

■傍聴者：1名

■議事

開 会

事務局： ただいまより、平成29年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。本日は御多忙中にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は本日の司会を担当させていただきます。障がい福祉課課長補佐の東谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼ですが、座って司会進行をさせていただきます。

それでは、本日の会議資料のご確認をさせていただきます。本日配布させていただいております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第4期障がい福祉計画冊子でございます。両計画の冊子につきましては、既にお渡ししているものですので、会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようお願いいたします。次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、協議会委員名簿、資料1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案一部）、資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のための事業所調査結果の概要、資料3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方、資料4 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量、資料5 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュール、以上でございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）を配布いたしております。資料の不足等ございましたら、お知らせください。ございませんようですので、本協議会の会議の公開につきましては、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護し

つつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開いたします。なお、会議録につきましては、門真市情報公開条例の第6号各項に掲げる不開示情報に関する情報について十分配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は、不開示情報を除いて公開するものとなりますので、ご了承ください。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承ください。

ここで、委員の出席状況について報告させていただきます。15名中13名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたしたいと存じます。

会 長： はい、そうしましたら、第2回ということで、お手元に今回の計画の素案、まだ全体は出ていないのですが、まとめられている所はまとめられて出ております。委員の皆さん、お手元にごございます資料1の素案（一部）をはじめ、資料4までにつきましては、事務局の方で作成され、これから説明に入っていただきます。それぞれの議題につきましては、本日委員の皆様方から頂きますご意見などを踏まえ、計画素案として反映させ、次回の本会議にて全体の計画素案をお示ししていただくことになっておりますので、活発なご審議をお願いいたしたいと思えます。それでは、「議題① 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案一部）について」事務局からご説明をお願いいたしたいと思えます。

事 務 局： 障がい福祉課池尻と申します。よろしく申し上げます。それでは、私より、議題①門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案一部）について、ご説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。資料1をご用意ください。

まず、目次をご覧くださいませでしょうか。ここでは、計画の骨子について、お示ししております。

第1章では「計画の策定にあたって」として、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の「1 計画策定の背景と目的」、「2 主要な障がい者関連法律の制定」をはじめ、「計画の位置づけ、計画の対象、期間、策定体制」について記載し、そのあと、7ページから15ページまで、本市の「障がいのある人を取り巻く状況」として、障がい別の手帳所持者数の推移などを記載いたします。

次に、本計画に当事者の方々及びサービス提供事業所の意見や状況を反映させるために、本市の障がい児者等団体及びサービス提供事業所にアンケート調査を実施しておりますので、16ページから20ページまで、各アンケート調査の結果について記載いたします。今回は、事業所アンケートは資料2にしておりますので、資料1の説明のあとに引き続きご説明いたします。

第2章には、今回の計画の基本的な考え方として、「1 計画の理念と基本的な

視点」について記載し、そのあと、2章の2、3につきましては、本計画の目標である成果目標についての記載をし、この件についても後程、議題③でご説明させていただきます。

第3章には、事業計画として、各種障がい福祉サービスの見込量及び、障がい児支援の見込量、また、市町村の状況に応じて行う事業とされています地域生活支援事業の見込量を記載いたします。ここで、目次の骨子をめくっていただいた裏の記載で、第3章の2と3に、障がい児支援の見込量と地域生活支援事業の見込量がございますが、この所を入れ替えまして、2に地域生活支援事業の見込量、3に障がい児支援の見込量としますので、よろしく願いいたします。

4以降につきましては、今回は、サービスの確保と人材の確保のみ記載をしております。サービスの見込量については、後程、議題④でご説明いたします。

本計画の素案一部の中で、第4期計画と異なる部分につきましては、第1期障がい児福祉計画にあたる、第2章の3にあります「障がいのある児童に関する平成32年度の成果目標の設定」という項目、そして第3章の「2 障がい児支援の見込み量」の「(3) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」というところになります。この「医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」については、障がい福祉サービスの見込み量と同じく活動指標ということになっていまして、新たに記載する項目になります。

以上が第4期計画と大きく違うところでございます。

では、素案の内容に入っております。

1ページをご覧ください。先程ご説明しました、本計画の「第1章 計画の策定にあたって」の「1 計画策定の背景と目的」を記載し、この度策定する計画は、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(平成30年度～32年度)」計画として策定します。この計画は、障がいのある人及び障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する平成32年度末の数値目標(成果目標)を設定するとともに、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援、障がい児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としております。

続いて2ページをご覧ください。2ページは「2 主要な障がい者関連法律の制定・改正の動き」ですが、第4期計画の策定以降の主な法律の制定・改正についてまとめております。これは1回目の会議の時にも少しご説明させていただいた部分でもあります。(1)が「障害を理由とする差別の解消に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」の施行が28年4月にありまして、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が規定されるということになりました。

(2)が「障害者雇用促進等法の一部を改正する法律」の一部施行がされており、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供等が規定されております。

(3)が「成年後見制度の利用の促進に関する法律」いわゆる成年後見制度利用促進法という法律が28年4月に成立し、5月から施行されています。

(4)が本計画に一番関係するところですが、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が28年6月に公布されております。これに基づきまし

て、計画の基本指針も変わってきておりますので、この計画について大きく関係する部分となっております。この法律の改正の概要といたしましては、①から③に記載をしております。

次に3ページになりますが、(5)「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が28年8月に施行されております。改正のポイントとしては、①から⑥までの6点について説明しております。

続いて4ページをご覧ください。

「3 計画の位置づけ」ですが、今回策定する計画は2つの法定計画として位置づけられます。まず、1つ目が「障害者総合支援法」に基づく市町村の障がい福祉計画、これは第5期にあたります。また、児童福祉法の改正に基づきまして市町村の障がい児福祉計画を策定することが義務づけられ、今回第1期計画になるという説明をいたしております。

続きまして5ページをご覧ください。「4 計画の対象」につきましましては、第4期計画におきましても、発達障がいを含むとか、難病の人等を対象とすることが記載されていまして、第5期においても同様としております。

次に「5 計画の期間」ですが、本計画は図の真中の第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画という部分でございます。第3次の障がい者計画が下の矢印にあります。これは障がいのある人全てを対象として、障がい者と児も含めた計画であり、障がい者のあらゆる分野を網羅している計画となっております。これにつきましては、本市では第5期の障がい福祉計画等と同じ平成32年度に終了いたしますので、次期の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定の時には、第4次障がい者計画を同時に策定するような形になります。

続きまして6ページをご覧ください。「6 計画の策定体制」ということで、この計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、審議の場としては、「障がい者地域協議会」及び「庁内関係各課で構成する「障がい福祉計画作成委員会」、そして、市民の意見等を聴取する機会としましては、地域協議会の他に障がい児者等団体に対するアンケート調査を行っており、後程ご説明をいたします。その他に、サービス提供事業所に対するアンケート調査も実施しております。最後に、パブリックコメントの実施予定ですので、今後記載する予定としております。

続きまして、7ページからですが、「7 障がいのある人を取り巻く状況」、これにつきましては第1回目の協議会でもご説明させていただきましたので、省略をさせていただきますが、この中で、7ページにありますグラフですが、これにつきましては第1回目の庁内計画作成委員会において、「門真市には障がいのある人が全体として何人くらいいらっしゃるのかわかったほうがよい」というご意見がありましたので、この意見を踏まえまして、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の各年度の所持者数を棒グラフにしたものを追加しております。障がい者数全体の推移がわかるように記載をさせていただきました。このグラフからも、全体として、障がい者手帳の所持者数は伸びているという状況がわかっただけだと思います。ただし、重複障がいを当然含むこととなりますので、資料の見方としては注意が必要かと思っております。また、難病の方で手帳を持

っていらっしゃる方もおられますので、障がいのある人の全体がこの数字か
というと、少し違う所もありますのでご注意頂きたいと思います。

ここで、前回の協議会でC委員より、身体障がい者の方で65歳以上の方の人数
のご質問をいただいております、今回、お答えさせていただくことになってお
りましたので、報告をさせていただきます。平成29年8月現在で、身体障がい者
手帳所持者のうち、65歳以上の1、2級の所持者は、1,712人となっております。

8ページ以降は前回と変わりありませんので、省略をさせていただきます。

次に16ページをお願いいたします。

「(7) 障がい児者等団体アンケート調査から」ですが、本市の7団体に対して
行った調査から課題という形で整理をさせていただきました。

まず、①としまして、「今後取り組む予定の活動」は何かありますか、という質
問に対しましては、7項目の回答がありました。

黒丸1つ目では、「障がい児者とその家族が安心して暮らせるような事業、例え
ば、グループホーム、日中活動、そして、カフェという記載を頂いているものも
ありました。次に、「親同士の援助、子育て支援や相談ができるペアレントメンタ
ー事業」というものがありました。このペアレントメンターというのは、特に自
閉症などの発達障がいのある人の保護者の方がその経験を活かして、例えば同じ
ような発達障がいのある子どもを育てている保護者の相談相手になったり、情報
の提供を行うなど、ボランティア支援者のことをいいますが、そのような事業を
したいということ、次に「重度の障がいのある人の社会的自立のための宿泊体験
事業」であるとか、「泉州地区に重複聴覚障がい者就労施設を建設する運動への協
力（募金活動等）」ですとか、「精神障がいの理解促進活動の年齢層や地域への拡
大」、また、「障がい者メンバーが主体となった研修を、メンバー自身で計画し進
めていく」こと、「体育・文化・レクリエーション活動等、従来の活動の継続」と
いうような記載がございました。

②の「今後取り組みたい活動」につきましては、「難病に関する専門家の話が聞
ける機会づくり」また、「障がいだけではなく、困りごとがあるどんな人でも相談
できるワンストップ型地域活動支援事業（相談事業）」をしたいということ、そし
て「門真市手話言語条例（仮称）の制定」を目指したいというようなことがござ
いました。この手話言語条例というのは、2013年に、鳥取県が全国初に制定をし
ておりました、大阪府は今年、2017年3月24日に成立し、その後制定をされてお
ります。府下では、大東市、大阪市、堺市、熊取町という4自治体が制定をなさ
っております。

③の「サービス等に関する情報提供で困っていること、不満に思っていること」
につきましては、それぞれ団体により違いがあるだろうと思いますが、ご意見に
ついては、以下の記載のとおりです。

その中で、例えば知的障がい児者、発達障がい児者、身体障がい児者、重複障
がい児者の団体では、「障がいのある人の新設事業所などの情報がもらえない。」
とか、「相談支援事業所の相談員の関わり方が、障がい児者の将来まで考えて関わ
っていないのではないか」というようなことが記載されております。それから聴
覚障がい者団体につきましては、「手話で相談できる事業所があることを障がい福

祉課からも説明してください。」というようなことがございました。視覚障がい者団体からは「障がい福祉課からの積極的な情報提供がありません。」というような記載がございました。

続いて17ページをご覧ください。精神障がい者団体については、「福祉サービスの意味がわからないまま、利用をしている。伝える、情報をもらうだけでは意味がわからない。」ということがあるので、そのあたりでは、伝え方の難しさがあるのかもしれませんが、このようなご意見がありました。

次に④の「サービス等に関する相談体制やケアマネジメントに関して困っていること、不満に思っていること」ということで、これもそれぞれ団体により違いますが、知的障がい児者等の団体につきましては、「一人ひとりの生活支援に対応できていないのではないか。」ということや「モニタリングの対応は、本人の生活をきちんと把握もせず、利用計画を書かれている。」というようなご意見、それから「事業所により、対応が異なっている。」というような点が挙げられていました。

次に⑤の「サービス提供（量・質・対応等）に関して困っていること、不満に思っていること」では、「居宅支援とか移動支援、ショートステイ、グループホームなど、障害者の自立に重要なサービスの事業所が不足しているのではないか。」というご意見が、知的障がい児者団体等からありました。同じく知的障がい児者団体等からですが、「コミュニケーションツールを使つての支援がない」、要は意思疎通が重度の障がいのある方は困難なので、なかなか伝わりにくいということから、そのような意見がございました。その他、「事業所により、サービスの質の差は大きい。」というようなご意見もございました。

続きまして、18ページをご覧ください。

精神障がい者団体からは「65歳になるとサービスが使えないことがある。」ということが挙がっていました。身体障がい者団体については、「移動支援について、ヘルパーの時間制限に不満がある。」というご意見もございました。

次に⑥の「サービス利用以外で困っていることや不安に思っていること」の中では、知的障がい児者団体等では、「障がいの子どもの成長や問題行動などについて、何時でも相談できる場所がない。」というようなこと、「子どもの障がい特性に合った余暇活動や習い事がない。」「福祉サービスの不足を補う民間サービスを作ってほしい。」ということで、具体的にどのような内容を指すのかまでは記載されていませんでしたが、このようなご意見がございました。

続いて19ページをご覧ください。

①の「市の障がい福祉施策に対する意見や要望」については、知的障がい児者団体等の1つ目の丸ですが、「障害者虐待防止法や障害者差別解消法など法律や条例は整いつつありますが、実効性のあるものには、地域住民への理解啓発が大切です。もっと障がいの理解促進に力を注いでほしい。」というようなご意見がございました。それから地域協議会のほうでもご意見がありましたが、3つ目の黒丸、「障がい福祉計画はもちろん、市が作るその他の計画に必ず、障がい児者に考慮したものを作成してください。その時は、アンケートや聞き取りだけではなく、障がい当事者団体に委員の参画を求め、意見を反映した計画を策定してください。」というご意見もございました。

「障がい児者等団体アンケート調査」に関する報告は以上です。

20ページは事業所アンケートですので、飛ばします。続きまして、21ページをご覧ください。

ここでは、第2章として、計画の基本的な考え方について記載いたします。

「1 計画の理念と基本的な視点」として、障がいのある人の意思決定に関することや、身近な市において一元的にサービスを提供できる仕組みづくり、またサービスの利用を促進するための利用者への情報提供、介護・医療・福祉・教育等との連携など各分野及び年代にわたる地域の包括ケアシステムづくりの推進、障がい児通所支援等の充実などについての記載をしております。

次に、22ページにあります、第3章の事業計画では、今回は、障がい福祉サービスの見込量等のあとで記載予定の、「4 サービスの確保と人材の確保」についてのみ、お示ししております。実際に計画が冊子になった場合には、この部分は、目次のとおり、第2章の成果目標及び第3章のサービス見込量の後の記載になる予定となっております。

以上で、議題①の計画の素案一部についてのご説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に関しまして、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

K 委員： Kでございますが、第1回の委員会に欠席をいたしまして、大変、申し訳ございませんでした。ただいま、調査結果等色々なご報告がされましたが、2番の障がい者関連法律の制定のところの(1)の②で、関係省庁における対応要領とか事業分野別の対応指針の策定が書かれていますが、これはその下に市町村の対応要領の策定済みが61.6%と、これは今年の4月時点でということで記載されておりますが、門真市については、この対応要領というのは、この61.6%の中に入っているのですか。

事務局： 入っております。法律の施行時点で策定をしております。

会 長： はい、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは次の議題に移りたいと思います。「議題② 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のための事業所調査結果の概要について」事務局のご説明をお願いしたいと思います。

事務局： 池田と申します。よろしくお願いたします。それでは、私より、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のための事業所調査結果の概要についてご説明いたします。失礼ですが、座ってご説明いたします。

それでは資料2をご覧ください。

まず初めに、訂正がございますので、ご説明させていただこうと思います。めくっていただきまして、14ページの下段になりますが、「自立生活支援」という記載がありますが、「自立生活援助」というサービスになっておりますので、大変申し訳ございませんが、修正の方、よろしくお願いたします。支援を援助に変えていただければと思います。また、このサービスについては、後程ご説明させ

ていただこうかと思えます。

それでは、中身についてですが、調査結果の概要の具体的な数値などにつきましては、資料を確認いただきまして、今回は主な概要についてご説明させていただきます。

事業所調査結果につきましては、メールと一部郵送により配布・回収を行いました。調査時期ですが、平成29年7月から8月にかけて行いました。配布・回収状況は、配布数が107件、回収数が72件ということで、回収率は67.3%となっております。

それではページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

職員の状況ですが、職員数、性別、年齢と記載がありますが、それぞれ全体という数値を見ていただきますと、数字が違います。単純集計のみを示しておりますので、72件の職員数の合計は1,717人で、常勤が56.4%、非常勤が43.6%となっております。常勤、非常勤ともに約半数である結果でございました。性別では、女性が77.1%、年齢では20代が17.5%、30代が20.1%となっておりますが、【40代以上】の壮年層と高齢層はおよそ6割を占めるということで、働いている方の年齢層が高めとの結果でございました。若い人がなかなか就職しにくい分野であることが想定されるかと思えます。後程ご意見にも出てきますが、報酬単価が低いという中で、人材がなかなか確保できないということが、職員数や年齢的などところからもうかがえるかと思えます。

続きまして4ページをご覧ください。「② サービスの提供状況」で空き状況をお聞きしています。後程、ご意見としても出てきますが、利用したい時に利用できないという声が上がっているとか、サービスが不足している福祉サービス等の中では短期入所、居宅介護などが上がってきます。しかし、一方で「利用率は3割以下」のサービスが、居宅介護で16件中2件、重度訪問介護ですと13件中3件、短期入所も6件中2件となっております。

続きまして5ページですが、「③ 今後のサービス利用希望者数の変化の見込み」ということで、「減少すると見込む」が、自立訓練が3件中1件、就労移行支援では6件中1件、就労継続支援A型では4件中2件、就労継続支援B型では13件中2件となっております。

続きまして6ページをめくっていただきまして、「④ サービス利用見通しへの対応」では、「事業を縮小する」との回答があったサービスは、重度訪問介護が14件中1件、同行援護が12件中1件、自立訓練が3件中1件という結果になっております。

続きまして7ページの⑤になります。支援員の過不足の状況ですが、「非常に不足」と回答したサービスは、居宅介護が18件中5件をはじめ、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、計画相談支援、移動支援などが上がっていました。このことから支援員の不足は課題の一つと考えられるかと思えます。

続きまして8ページをご覧ください。8ページは「地域移行予定者」ということで、それぞれの施設で門真市の利用者で地域移行する方がいますかという質問に対しての回答は、自立訓練事業所から2件ありまして、平成29年度はありません。

んが、平成30年度1件、31年度に1件となっております。

続きまして、「⑦ 今後の増員・新規参入予定」ですが、居宅介護では回答数7事所中、人数的には202人ということで、29年度から50人程度ずつ上がっています。就労継続支援B型につきましても、回答数5件中1,041人ということで、30年度からそれぞれ300人を超える人数が上がっています。計画相談支援につきましても、4事業所ですが、30年度からかなりの人数が計上されておりました。

また、9ページの「供給量が不足していると感じている障がい福祉サービス等」をみてみますと、「共同生活援助」「移動支援」「短期入所」などが多く出てきています。

続きまして10ページになります。10ページに関しましては、「供給量が不足している要因について」ということで、まず、短期入所ですが、スプリンクラーの設備の問題で、区分4以上の人が断られているケースがある、緊急時に利用できる事業所が少ない、利用日が集中してしまうということが課題としてはあるのではないかとのご意見もあります。

続きまして12ページの共同生活援助ですが、サービスの不足、消防法の厳格化により、重度の障がいを持つ方の入所ができるGHを運営できないなどのご意見がありました。

続きまして13ページの移動支援ですが、意見としまして、休日に利用される機会が多くて、利用時間が集中してしまうという事もあるのではないかとこの意見もありました。

続きまして14ページになります。「⑨ 今後施行予定の新規サービスについての実施意向」についてお聞きしております。まず、自立生活援助ですが、サービスの内容といたしましては、障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等の方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定期間にわたりまして、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスになります。これにつきましては、全体72事業所の回答の中で、「検討中」が2.8%で、「実施予定である」という回答はありませんでした。

続きまして15ページの就労定着支援ですが、こちらも新しいサービスになりますが、サービスの内容といたしましては、就労に伴い生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスになりますが、これにつきましては、「検討中」であるが6.9%ということです。利用者数としては、4事業所で平均12.8人でしたが、門真市の場合、3事業所で平均2.3人くらいという回答がありました。

続きまして居宅訪問型児童発達支援につきましては、こちらは重度の障がいなどによって外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅に訪問して発達支援を行うサービスになりますが、今回のアンケートに関しましては、民間事業所を対象に実施しており、門真市立こども発達支援センターに関しては実施しておりません。しかし、門真市立こども発達支援センターも提供可能なサービスとも考えております。今後、こども発達支援センターともサービスの提供について協議していくよう考えております。

続きまして、16ページをご覧ください。『事業所の運営状況』について、まず「① サービスの質の向上のための重点的な取組」について、「サービス担当者会議への参加」が一番多く、次いで「同じような事業者との交流機会への参加」や「相談窓口の設置や職員の配置」が多くなっていました。

続きまして17ページの「② 主な運営上の課題」としまして、一番の課題が「職員の資質の向上を図ること」、次いで「支援員や事務職員など人材の確保」「中長期にわたる経営の安定性を確保すること」となっております。

続きまして18ページをご覧ください。18ページの「③ 事業運営に関して必要な行政等関係機関の支援」ですが、一番多いのが「事業運営に必要な情報提供」をしてほしいということ、次いで「行政との情報共有」「職員の研修、職業訓練への支援」などをしてほしいとのことでした。

それから次に、「④ 現在取り組んでいる主な地域活動」ですが、19ページの上のグラフをご覧ください。「一般や学生のボランティアを受け入れている」であるとか「中高生や大学生などの職場体験学習や実習を受け入れている」、そして「施設の一部を開放して地域住民と交流の機会をもっている」などが上位に上げられました。

続きまして24ページをご覧ください。自由記載ですが、「⑥ 門真市の障がい福祉計画、保健福祉施策に対する意見や提案、要望等」がございましたらご記入くださいということで、記載していただきました。

ご意見といたしましては、計画策定にあたっては、「障がい児者当事者に、委員として話し合いの場に参加してほしい。当事者の暮らしに沿った福祉施策を進めてほしい、相談支援専門員とか教職員などを交えて、連携していかないと、だめである。」とか、「障がい者の社会的参加の促進を図る政策を講じてほしい。」また、「障がい者と地域の人との交流が少ないので、障がい者の理解が出来る機会を作ってほしい。」であるとか、「親御さんが高齢になり将来の事を心配されているので、勉強会とか相談窓口、どんな方法が有るかなど聞くことが出来れば、安心されるのではないのでしょうか。」というような、保護者の方に情報提供する機会や学習する機会を作ってほしいというようなご意見もありました。その他にもたくさんのご意見、ご提案をいただきました。

今回のアンケートの結果も踏まえまして、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定に反映させていただきたいと考えております。

以上で、説明の方を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

E 委員： 25ページの上から2行目の黒点のところですが、支給量が守口市よりも門真市が少ない。ほとんど10日以下であるを書いてありますが、少ない理由というのは何かあるのでしょうか。10日が適正と考えられてそうされていると思いますが、具体的に。

会 長： いかがでしょうか。

事務局： 実際のところ、事業者の方から見ると、そういう感覚でいらっしゃるのかもしれませんが、おそらく放課後等デイサービスの日数のことだと思うのですが、実

際に市の方で利用者の方の利用状況を確認すると、利用者の半数以上は15日以上使われている状況であります。市では国の規定に基づきまして必要な療育を提供する手続きとしてお出ししています。申請された日数について必要かどうかというところを判断して日数が決まるということになりますので、それが事業者さんから見てちょっと違うというように見られているのだと思います。

E 委員： 例えば放課後デイの支援の内容が充実していないのか、それともそれに対する利用なさる方の周知が徹底していないのか、そういう所にも原因があるのでしょうか。

事務局： 周知の方はかなり広まっております、後で出てきますけれども、24年当初からしますと、利用者も3倍以上にはなっておりますし、利用日数になりますとちょっと、8倍くらいですか、大分伸びていますので、利用者はどんどん広がっている状況です。

E 委員： ありがとうございます。

会長： よろしいでしょうか。他に。

L 委員： アンケート調査が団体に来たのですが、非常に回答するのに時間がかかりました。以前は聴き取りで、そこに出席しないといけないけれども、顔を見て聞いていただけて、聞き洩らしがないということを考えると、回答率が67.3%というのは、折角児童に関しては第1期の計画ですし、重要な計画を立てるのには、もう少し80%くらいの回答率をもってやってほしかったなと思っております。回答がない所には出向くぐらいの気持ちでアンケート調査をしてほしいなど。本当に書くのも面倒で、時間がかかりますので、なかなか会の方でも会合を持って、こんなものが来ていましたと集まってみんなの意見を集約しないと、自分が答えられるものであれば勝手に書けばいいので、空いている時間に書けばいいのですが、団体に頂くには、みんなの意見を集約させるというところでは、参加できていない人もまだまだいますので、調査方法をもう少し答えやすいものを考えていただけたら嬉しいなと思いました。回答率が低いのではないかと、こんなものですかね。他市のことはよくわかりませんので。

会長： 今のことについていかがですか。

事務局： 今、おっしゃったのは事業所向けの調査のことですね。確かに項目がたくさんあって、私ども、メールで送らせていただいたり、郵送で送らせていただいたり。メールのない事業所には調査用紙を送らせていただき、確かにご負担をおかけしたかと思っております。時期的には色々な所から多分照会が行っていると思えますし、私どもも回答が少ないので、こちらから連絡をさせていただき、何とかお願いしますということで、この数字をなんとか上げさせていただいたところですよ。ご意見もたくさんいただき、集約をさせていただいて助かっております。

会長： はい、他にございませんでしょうか。

M 委員： 私も回答させていただいた所にも書いていますが、この後、ご説明があるのかと期待して待っているのですが、本当にこれ、今、まだ私も全部読み切れてないのですが、色々な所から色々な意見があるのだなと、私が回答したものと違った視点で色々なご意見が出ているのだなと、私自身も参考になったのですが、これは出したのがゴールではなく、これをいかに反映するかということに期待して私

たちも答えさせて頂いている所があるので、こういう所が反映できたよというのをこの場でお聞かせいただけたらありがたいです。意見だけですけど。

事務局： 団体のアンケートの中で、やはり計画相談についてのご意見は多かったかと思えます。精神の障がいのある方で、十分理解できないし、手間だし、何回も会わないといけないのが負担だというようなこともお書きになっていらっしゃるし、計画はちゃんと作れているのかとご心配も頂いているところです。ご意見については、相談支援連絡会にお渡ししておりますし、意見に対してちょっとでも改善に向けて取組んでいただけないかということで。その連絡会には市も参加させて頂いておりますので、一緒に相談をしながら進めていきたいと思っております。現在、人員不足というところもございますので、これから計画の指定を取っていただける事業所さんもいくつかありますが、もっと増やしていただけるよう、こちらをお願いをしていくとか、計画相談の方が動きやすいような支援をこちらもやっていきたいと思っております。あと当事者の方の参加につきましても、この計画で具体的に参画いただくというところまで、今回いかなかったのですが、現在、部会には参加していただく事を考えておまして、12月にはこの協議会で報告させていただきまして、ご意見をいただければと思っております。

会長： はい、よろしいでしょうか。計画相談の意見が多いですが、門真市はセルフプランはどれぐらいの割合になっていますか。

事務局： ほとんどないです。

会長： 児童も含めて。

事務局： 前回も、協議会ではセルフプランを含めてもう少し余裕のある計画作成に取り組んだらどうかというご意見も頂きまして、計画を作成する事業所連絡会にも伝えてありますが、そもそも計画相談ができた主旨というのが、障がいのある方の生活に沿ったプランを第三者がきちんと立てるといことがございましたので、そこはなるべく崩さないような形で、何とか改善できないかという方向性で現在考えております。

会長： はい、ありがとうございます。他に何かご意見は。

C 委員： 7ページですが、⑤の支援員の過不足の状況という所の表の一番上の1ですが、「非常に不足」というのが、居宅介護とか、重度訪問介護も「やや不足」を合わせると13件で大半を占める。それが障がい者関連の事業所のサービス提供事業者の中で、人材の不足というのが当然あるのですが、各事業所さんが単独で就職フェアを開催とか、府の方で開催される所に参画されるとか、あるいは門真市の事業所さんが集まって就職フェアをしましょうとか、そういう試みに対して市が支援するとか、そういった動きというのはないでしょうか。あと、もう一点ですが、15ページの真ん中の居宅訪問型児童発達支援というところで、これが重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児ということですが、市のこども発達支援センターで率先して事業化というような検討をされるということですが、何時ごろ事業化をされるのか、目途がついているのであればお答えください。

事務局： 人材不足については、各事業をなされる上で人手不足で大変お困りだと、それによってサービスが提供できていないという所ですが、相談支援連絡会、いわゆ

る計画相談を作っている事業所さんが集まった会議の中では、やはり支援員の不足があるという問題は出していただいております。市もそれを聞いていますが、具体的にどういふ対策をとるかという所がなかなか方向性が定まっていな。何かをやるのか、やらないのか、というところも定まっていな状況です。

事務局： 基幹相談支援センターえーるです。今の回答ではなく、こちらのサービス提供の状況と申しますか、相談支援連絡会からの説明としましては、相談支援連絡会としても1番目の居宅介護であったり、2番目の重度訪問介護のヘルパーの確保が難しい、利用者の方からも少ない、ヘルパーの確保が難しいというニーズが上がっているのにも関わらず、②のサービスの提供状況で空きがあるという数字が上がっていることに関してですが、これは表で見るとそうなるのかもしれませんが、居宅介護と重度訪問介護というのは、その希望する時間帯にスポットを当ててヘルパーが入るといふ形になっています。通所のような長い時間、1日といふことで入るのではなく、その時間という部分になりますので、利用したい時間が重なるといふか、人間の生活の1日の流れの中で、利用したい時間がどうしても重なる。移動支援でも外出したい時間が土日など重なる時間にはどうしても職員の確保が難しい。でもそれ以外の部分では空きがあるといふ所がこの表に表れているのではないかと申します。

事務局： 居宅訪問型児童発達支援については、見込量を上げる上では門真市立こども発達支援センターとも話をさせていただいているところですが、まだ具体的に何時ぐらいからできるのか、できないのかといふところも、まだ明確な所には至っていない状況です。

会長： はい。他、ございませんでしょうか。

H委員： アンケートについてなんですが、今回の第5期障がい福祉計画策定のためのアンケートいうところで、事業所の皆さんが答えておられるかと思ひます。1つ思ひたのが、このアンケート項目といふのは全事業所さん共通の項目でアンケートに答えていただいているのかと思ひます。例えばですが、事業所さんによって課題といふのがそれぞれあるかと思ひますので、居宅系であったり、日中系であったり、就労系とか、共通のアンケート項目にプラスして、事業所によって抱えている課題が抽出できるようなアンケートの項目があってもいいのかなと思ひました。

会長： ありがとうございます。参考にしていただきたいと思ひます。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたらないようですので、次の「議題③ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方について」事務局からご説明をお願いいたしたいと思ひます。

事務局： 引き続き、池田より、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方について、ご説明させていただきます。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

それでは資料3をご覧ください。

成果目標といふものに関しまして、国を含め、障がい福祉サービスについて目指していくおおもとなる目標となっております。これは国の基本指針にも載っ

ておりまして、それに基づき一定都道府県も決めていきます。

まず、1つ目の「施設入所者の地域生活への移行」の地域移行者数と入所者の削減数の成果目標についてですが、1ページの1-①は、入所施設から地域生活へ移行していくことを基本に設定されています。平成32年度末時点で、28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本として設定するというようになっております。また、29年度末時点で未達成と見込まれる人数があった場合、つまり第4期の計画を立てまして、成果目標について達成していない市町村については、達成していない数値も上乗せするという基本指針になっております。同じように、大阪府も積み上げをしていくということで考えております。

次に、1-②の入所者の削減数につきまして、地域生活への移行とともに、施設入所者自体も削減していくという成果目標があります。この削減数については、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。また、第4期で目標を達成できていないところについては、未達成と見込まれる人数を上乗せする基本指針となっております。

以上のことを踏まえまして、第5期計画の目標設定については、平成28年度末時点の入所者が78人おられますので、平成32年度末の地域生活への移行者数ということで、先程の基本指針の考え方から地域移行者数は、9%とすると7人、削減見込み数は2%とすると2人と設定しました。

続きまして、2つ目の、2-①「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行ということで精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というものが、今回、国の指針で新たに出された項目になります。これにつきましては、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定するというものになります。

また、同じく精神障がい者の方に対応した目標として、2-②「精神病床における1年以上長期入院患者数の減少」という項目がありますが、これは第4期計画にもある項目ですが、これについては設定するというものになります。

また、3ページにあります2-③につきましても、「精神病床における早期退院率の上昇」ということで、国の考え方としまして、入院後3か月時点の退院率は69%以上、6か月時点の退院率を84%以上、1年経った時点での退院率は90%以上とすることを成果目標として設定しております。大阪府としても国基準に則った設定となっております。

これらを踏まえまして、門真市としまして、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場として、『門真市地域移行地域定着支援会議』の活用を検討しております。現在、同部会には、高齢福祉課、地域包括支援センターも構成員として参加しておりまして、今後については、医療機関を新たに加えた形で地域包括ケアシステムとして位置づけたいと考えています。

また、2-②、③につきましては、第3回目までに検討をしたいと考えております。

続きまして、3つ目として、4ページの「障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備」ですが、現行計画の策定時にも基

本指針に挙げていた項目です。

門真市では、平成30年度中の設置を予定しており、設置後、平成32年度末までに地域生活支援拠点の質を高め、適切な運営に努めていきたいと考えております。

なお、前回の本協議会では、地域生活支援拠点の開設時期につきましては、30年4月の予定としておりましたが、下水道整備の関係から、開設時期が若干ずれる予定となっております。本日は計画のご審議にお時間を割かせていただいております都合上、詳細につきましては、次回の本協議会にてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

次に、4つ目として、5ページにあります4-①の「福祉施設から一般就労への移行／一般就労への移行者数の増加」についてですが、国の指針では、平成32年度中に一般就労に移行する人を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とするとされています。ただ、大阪府内では、一般就労への移行が進んでいないため、1.3倍以上ということで目標を設定しております。

また、6ページの4-②ですが、福祉施設から一般就労への移行の関係の中で、就労移行支援事業の利用者数についての目標を設定することとなっております。この場合には、平成32年度末における利用者数というのが、国の指針としましては、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することをめざすように設定されておりまして、大阪府も2割以上増加することを目標として設定しております。

そして、その下の4-③ですが、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加ということで、大阪府も国と同じで、平成32年度末までに、就労移行する率を高める目的もあり、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定しております。

また、7ページの4-④の福祉施設から一般就労への移行の中の項目になりますが、新しい項目としまして、「就労定着支援による職場定着率の増加」ということで、離職率が高いため、在職期間を長くする目的で、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時期から1年後の職場定着率を80%以上とするという目標が出てきております。これにつきましては、大阪府も国に沿って80%以上にするというようにしています。

以上を踏まえまして、第5期計画における目標設定としましては、まず、基準値として平成28年度の福祉施設から一般就労への移行者数が25人。平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数が48人。この2つの数値が基準値となりますので、目標年度の一般就労移行者数となりますと、先程平成28年度の1.3倍以上とありましたが、門真市は35人ということで、1.4倍と設定いたしました。

就労移行支援事業利用者数は平成28年度末の利用者数の1.2倍ということで58人に設定しまして、また、就労移行支援事業所数は、5割以上と設定いたしました。

次に、5つ目ですが、大阪府の独自項目になりますが、9ページの就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額についてですが、大阪府の場合、就労継続支援B型事業所の工賃の平均額が全国平均から比べても低いので、独自に上げていきたいという中で、項目を設定しています。大阪府が提示してきている額は

8,842円でありますが、門真市としては、平成32年度の工賃の目標平均額を13.3%増の8,842円と設定いたしました。

続きまして10ページをご覧ください。障がい児福祉計画に関する成果目標になります。

1つ目の「障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築」につきまして、1-①、②にありますように、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっており、大阪府についても同じように設定をしております。

門真市では、既に児童発達支援センター及び保育所等訪問支援に関しまして、設置済みまたは実施済みとなっております。今後、充実のための方向性等は門真市立こども発達支援センターと協議しながら進めていく予定です。

2つ目に、「医療的ニーズへの対応」ということで、11ページに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とするとされておりまして、これは重症の心身障がい児の方が利用できる事業所の確保が目標になります。現在、門真市内で重症心身障がい児を対象とする事業所は、児童発達支援事業所はゼロか所、放課後等デイサービス事業所は1か所であり、事業所の確保方策については、現在検討中でございます。

最後になりますが、12ページをご覧ください。ここで訂正があります。国の指針の所の一番最初の行に書かれています右端の「保険」の險が健康の健になります。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

こちらですが、同じく医療的ニーズへの対応の中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置について書かれています。大阪府におきましても国と同様の考え方ですが、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定されたいとなっております。

門真市としましては、門真市障がい者地域協議会の専門部会である『児童専門部会』を活用して、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図っていく予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまのご説明について、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

E 委員： 目標設定のパーセンテージといいますか、数値の出し方ですが、推計式というのがあるのですか。2ページになります。2の②の国の指針の所で、国が提示する推計式を用いて数値を設定する。それに従って府の目標設定も推計式を使って数値を出して、最終的には門真市もそれを使っているのかな。推定式というものが書かれています。長年の統計からこういうものができたんだろうと思いますが、そういうことですね。

事務局： この考え方は、市町村が具体的にどうこうするというものを見込むものではな

く、大阪府下全体で見込まれた数字が各市町村に示されて目標値にするというところもございまして、詳しいところは十分ご説明ができないところもございしますが、国はある指標をもって数値をはじきだしていると思います。それが都道府県に示されているというようなことを聞いております。

E 委員： その時に用いられるのが推計式というものなんですね。

事務局： おそらくそうだと思います。

会長： 他にございませんでしょうか。

I 委員： 守口支援のIですが、第1期障がい児福祉計画の考え方に関連してですが、特に12ページに、医療的ケア児の実態把握等調査を実施した上でと書いてありますが、昨今、全国的にも医療的ケアを必要とする児童が、地域の小・中学校でも学ぶという状況になってきておりますので、是非この計画等の策定とか、見込量の策定にあたっては、教育委員会ともしっかりと連携していただいて、数値の把握や今後の見込量などについて考えていただけたらと思います。以上です。

会長： よろしいでしょうかね。

事務局： 教育委員会とも連携していきたいと思います。

H 委員： 5ページ以降の4の項目なんですけど、ちょっと教えていただきたいところで、福祉施設から一般就労への移行ということで、この一般就労には就労継続A型も含めということなんでしょうか。

事務局： A型が一般就労に入っているかということですが、入っておりません。基本的に福祉サービスを使わず雇用されている方ということになります。

会長： 他にございませんでしょうか。

C 委員： 2ページのところですが、①で精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムということで、地域包括ケアシステムというのは、当初介護保険の方で出てきた名称と思いますが、それと同様の考え方でいいということでしょうか。

事務局： そうですね。高齢福祉計画をまだ詳しくは見れていない状況ですが、整合性がとれた計画にはしていきたいと思っております。

会長： 高齢の方でも地域ケアシステムの構築ということが以前からずっと言われているし、かなり充実してきているということで、ただ、来年度から障がい者と高齢者の事業所が一緒に事業ができるとか、小規模多機能の事業所の問題も出てきますので、ネットワークを作ろうという動きもありますし。だから子どもから障がい者、高齢者と地域の中で、丸ごとケアしていこうという考え方が国の中で出ていますので、その第一歩が、診療報酬の改定もあって、その動きの中で出てきますので、当然、計画の中でも整合性を持ったような計画を作らなかつたら実効性がなくなるということですので。よろしいでしょうかね。

B 委員： 多分、最初の資料1の2ページ目の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布の中で、多分、障がいのある人が自ら望む地域生活を営む事ができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、というところで、若干介護保険サービスのことが書いてあるので、地域包括ケアと何らかの連動をしなければならないということだと思いますので、やはり基本的には最初、地域包括ケアは高齢で始まりましたが、システム的には障がい者を支える人

も、高齢者の介護サービスを支える人も、事業所は似ている形だと思いますので、複合して、連携していかなければならないということかなと思いますので、障がいを持っている人、持っていない人に関わらず地域で支えるシステムというのが「地域包括ケア」だと思いますので、そこらへんのところを整合、各課縦割りの中でなかなか難しいところだとは思いますが、各課連携して事業を推進していただきたいと思います。

会 長： はい、ありがとうございます。具体的には地域福祉計画の中できちんとできたらいいのですが。地域福祉計画も任意の計画だから、むしろ社会福祉協議会が作られる事業計画の方がかなり実行性のあるというか、具体的な計画なので、地域福祉計画との整合性を本当はきちんと持たせていくことが大事かと思いますが、そのあたり、また庁内の中でご議論していただければと思います。他、ございませんでしょうか。

L 委員： 第1期障がい児福祉計画の所なんですけど、センター機能でもう既にある事業もありながらの計画策定素案になっているのですが、子どもを育てる上で、保健師さんの訪問をすごく望まれる親御さんが、相談に自らなかなか行けない部分とかがあって、非常に子育てに悩む人が多いというところで、何か門真の第1期の障がい児福祉計画に盛り込めないものなのかお願いしたいということと、10、11ページで、第1期障がい児福祉計画なのに、黒い四角の表題が第5期計画における目標設定となっていますが、これは第1期計画ではないですか、

事務局： 10、11ページのところで、「■第5期計画における目標設定」は「■第1期計画における目標設定」に訂正させていただこうと思います。すみません、申し訳ございませんでした。

会 長： 他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。ないようですので、それでは「議題④ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量について」事務局からご説明をお願いいたしたいと思います。

事務局： それでは、議題④門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量についてご説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。資料4になりますが、見て頂いたらわかる通り、かなりボリュームがありまして、サービス毎に目標値を設定しているものになります。時間の関係で、委員の皆様方のご意見も色々とおありかと思しますので、門真市としてこれから盛り込んでいくところを中心に、ご説明させていただきますので、あとわかりにくいところがあればご質問をいただければと思っております。

資料4について、ここでは第5期の見込み方についての基本的なご説明をさせていただきます。見込量につきましても、ご説明をする中で、まだ検討が必要なサービス等については、ご意見を踏まえて検討したいと思っております。

今回の平成29年度の数値は、多くのサービスで27・28年度に比べまして下がっております。このあたりについても考え方とともに見込量に影響するところではありますので、基本的には、第4期計画期間の利用者の推移を見ながら、また、事業所の整備の動向や利用者ニーズなども踏まえながら、利用者数について第5期の設定をしたいと考えております。利用時間数とか利用日数につきましては、

例えば、2ページの居宅介護サービスの第4期の実績の3つ目の表がございますが、これは利用時間数を人数で割った1人当たりの利用時間数になります。この数字について、第4期の期間の3年間の平均を使用するのか、平成29年度が上がっているようであれば、平成29年度値を使用するのか、29年度が下がっているようであれば今後も下がる見込みがあるかなどを踏まえ、どのように見込むのか書かせていただいております。また、障がいの種別によっても、それぞれの動向をみながら、第5期の利用者数の設定に1人当たりの利用時間数ですとか、利用日数を掛けて設定をしていきます。基本的にはこのような方法で設定いたしますが、4ページの短期入所では、平成30年に地域生活支援拠点の整備とともに、短期入所が開始される予定があるため、30年度からの知的障がいのある人の人数についてはかなりの増加を見込んでおります。そのように、それぞれのサービスについて設定しております。

この活動指標というのは、先ほど議題③でご説明いたしました成果目標を達成するために、どのような個別サービスについて目標を設定していくかという考え方に基づき設定しております。

では、資料4の1ページをご覧ください。

本計画の活動指標の見込み量につきましては、障がい福祉サービスの見込み量の前に各サービスの内容の説明を記載させていただきまして、次に見込量の記載をいたします。2ページには、居宅介護の第4期の実績を上げております。

3ページの居宅介護の第5期の見込み量といたしましては、身体障がいのある人の利用者数は、平成27～29年度の平均を平成30年度にいたしまして、113人から2人ずつ増加と設定しております。利用時間数は、2ページ一番下の表にある1人当たりの時間数の実績値をもとに、身体障がいのある人は1人当たり利用時間数が最も多い平成29年度の値を使用して、各年度の利用者数に乗じて、第4期実績値を大幅に上回る3,000時間程度で設定しております。また、知的障がいのある人の利用者数は、第4期では見込を上回る実績値があったため、平成27～29年度の平均値を平成30年度にしまして、109人から3人ずつ増加と設定しております。精神障がいのある人の利用者数は、平成27～29年度の平均を30年度にいたしまして、98人から5人ずつ増加と設定しております。知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用時間数は、身体障がいのある人と同様に平成29年度値を使用していずれも第4期実績値を上回る時間数で設定しております。障がいのある児童の利用者数は、27年度～29年度の平均を30年度にいたしまして、18人から1人ずつ増と設定しております。利用時間数は、1人当たり利用時間数が3年間で増減がございますので、3年間の平均と29年度値を比較しまして、29年度値の方が多いというところで、29年度値を使用して利用時間が伸びると見込んで設定をいたしました。

次に、不足している、提供が難しいと言われております、同行援護につきまして、6、7ページをご覧ください。第4期実績を踏まえ、第5期の見込量は、身体障がいのある人の利用者数を、平成27～29年度の平均を30年度にいたしまして、58人から2人ずつ増加と設定しております。利用時間数は、1人当たり利用時間数を平成27～29年度の平均値を使用しております。障がいのある児童の利用者数

は、27年度から減少しておりますので、27年度～29年度の平均を30年度にいたしまして、利用者数に伸びがないことから、横ばいと設定をしております。利用時間数は、平成29年度の利用実績が多いことから、その値を使用しております。

次に日中活動系のサービスになります。11ページから12ページをご覧ください。生活介護ですが、身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度～29年度の平均を30年度にいたしまして、51人から2人ずつ増と設定しております。利用日数は、1人当たり利用日数について29年度が最も多く、その値を使用しまして第4期を上回り伸びも見込んで設定をしております。知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度が減少しているものの、寝屋川支援学校の卒業生を見込んで、平成30年度は260人としまして、以後5人ずつ増加と設定しております。精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度～29年度の平均を平成30年度にしまして、11人から2人ずつ増加と設定しております。利用日数は、知的障がいのある人、精神障がいのある人も、身体障がいのある人と同様に平成29年度が最も多く、その値を使用して第4期を上回り伸びも見込んで設定をしております。

次に、14、15ページをご覧ください。

短期入所についてですが、地域生活支援拠点の整備を平成30年度に予定しておりますので、身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度は27年度～29年度の平均に1人を加え5人とし、以後1人ずつ増と設定をしております。利用日数は、1人当たり利用日数について平成29年度が少ないため、27年度から29年度の平均を使用して設定をしております。同じく知的障がいのある人の利用者数も、地域生活支援拠点の整備に伴いまして、短期入所の利用者数の増加を見込んでいることから、平成30年度は平成27年度～29年度の平均に5人を加え、95人とし、以後、5人ずつ増加と設定しております。利用日数は、地域生活支援拠点の整備に伴う利用者数の増加を見込んでいることから、1人当たり利用日数については、平成29年度のおよそ2倍の7.0日として設定をしております。精神障がいのある人の利用者数は、平成29年度が減少していますので、27年度～29年度の平均を平成30年度に1人とし、以後、平成32年度に1人増と設定をしております。利用日数は、平成29年度の利用実績がないため、1人当たり利用日数について平成27・28年度の平均を使用して設定しております。障がいのある児童の利用者数は、平成30年度は27年度～29年度の平均に6人を加え、20人とし、以後、5人ずつ増加と設定をしております。利用日数は、1人当たり利用日数について平成27年度～29年度の平均を使用して設定をしております。

次に、20、21ページをご覧ください。

このところかなりご利用が進んでいる就労継続支援A型ですが、身体障がいのある人の利用者数は、平成27年度～29年度の平均を平成30年度の21人とし、以後、2人ずつ増加と設定をしております。利用日数は、1人当たり利用日数について、27年度～29年度の3年間の平均より平成29年度が多いため、平成29年度値を使用して設定をしております。知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度は28年度から1人減少となっているものの、手帳所持者数の伸びを考慮しまして、平成30年度は28人とし、以後、4人ずつ増加と設定をしております。利用日数は、同様に、29年度値を使用して設定をしております。精神障がいのある人の利用者数

は、手帳所持者数の伸びを考慮いたしまして、平成30年度は35人とし、以後、5人ずつ増加と設定しております。利用日数は、同様に、平成29年度値を使用して設定しております。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

就労継続支援B型でございますが、身体障がいのある人の利用者数は、平成27～29年度の平均を30年度に11人としまして、以後、1人ずつ増加と設定しております。利用日数は、1人当たりの利用日数について平成27年度～29年度の3年間の平均より平成29年度が多いため、29年度値を使用して設定をしております。知的障がいのある人の利用者数は、寝屋川支援学校の卒業生を見込みまして、平成30年度を180人とし、以後、5人ずつ増加と設定をしております。利用日数は、同様に、平成29年度値を使用して設定をしております。精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度～29年度の平均を平成30年度に81人としまして、3人ずつ増加と設定をしております。利用日数は、同様に、平成29年度値を使用して設定をしております。

次に、24ページに記載の新規サービスの就労定着支援、自立生活援助については、事業所調査の回答をもとに、サービス利用者見込みがあるものの、検討中のため、第3回目の協議会で見込み量についてご説明する予定ですが、各委員様から何かご意見があれば、よろしくお願ひいたします。

続きまして、25ページをご覧ください。

施設入所支援は、成果目標の施設から地域生活への移行者数、削減数を踏まえての設定としております。

次に26ページをご覧ください。

共同生活援助、いわゆるグループホームですけれども、地域生活支援拠点の整備により、平成30年度からグループホームの利用者の増加を見込んでいることから、身体障がいのある人の利用者数を、平成30年度から1人と設定しております。知的障がいのある人の利用者数も、拠点の整備のために13人増と見込んでおりますことから、30年度を100人とし、以後、5人ずつ増加と設定をしております。精神障がいのある人の利用者数を、平成30年度は平成29年度の数値の20人とし、以後、2人ずつ増加と設定をしております。

次に、27ページ、28ページをご覧ください。

(4)計画相談支援・地域相談支援ですが、サービスの種類と内容についての説明を記載しております。見込量としましては、身体障がいのある人の利用者数を、平成28年度の実績から、平成30年度は164人とし、平成31年度は1人増、平成32年度は2人増と設定しております。知的障がいのある人の利用者数も、平成28年度の実績から、平成30年度は531人とし、平成31年度以降は2人増加と設定をしております。精神障がいのある人の利用者数も、平成28年度の実績から、平成30年度は271人とし、平成31年度以降は2人増加と設定をしております。障がいのある児童の利用者数も、平成28年度の実績から、平成30年度は47人とし、平成31年度以降は1人増加と設定をしております。現在、障がい福祉サービスの利用者の計画相談は100%に近い支給をしておりますので、このような数字になっております。

次に、31ページをご覧ください。

「3 地域生活支援事業」となっておりますが、ここでは移動支援事業についてご説明させていただきます。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人は、いずれも第4期計画期間中に伸びが見られることから、それぞれ伸び率を踏まえまして設定をいたしました。身体障がいのある人の利用時間数は、第4期の1人当たり利用時間数が最も多い平成27年度値を使用しまして設定をしております。障がいのある児童の利用者数は、平成28年に減少し、29年度に再び増加したことから、平成30年度は51人とし、以降、1人増加と設定をしております。利用時間数については、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童については、平成29年度が極端に少なくなっているため、平成27年度～29年度の1人当たり利用時間数の平均値を使用して設定をしております。この表記は、地域生活支援事業が3になっていますが、目次と合わせまして2と変えていきます。

次に35ページをご覧ください。ここは障がい児福祉計画にかかわるところですが、まず、児童発達支援・医療型児童発達支援についてですが、利用者数は、29年度が減少しておりますので、27年度から29年度の平均値を基に、30年度を100人とし、以後、3人ずつ増加と設定しております。利用日数は、1人当たり利用日数について29年度が最も多いことから、29年度値を使用して設定をいたしました。

次に36ページでは、放課後等デイサービスについての見込量を書いております。放課後等デイサービスは、このサービスの利用者数は24年から3.6倍、日数は8倍と、ともに伸びは著しくなっております。利用者数は、特に27年度から28年度にかけて伸びが大きく、今後の伸びが予想されることから、平成30年度は230人とし、以後、20人ずつ増加と設定をしております。利用日数は、1人当たり利用日数について、平成29年度が最も多いことから、平成29年度値を使用して設定をしております。

次に、37ページをご覧ください。

保育所等訪問支援ですが、利用者数は、実績の多い平成28年度の利用者数を平成30年度に15人とし、以後、31年度は18人、32年度は20人と設定をしております。

同じページの下に記載しております、障がい児相談支援についてですが、利用者数は、平成28年度から29年度の伸びを踏まえ、平成30年度は210人とし、以後、20人ずつの増加と設定をしております。

38ページの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場/コーディネーターの配置人数については、検討中ですので、第3回でご報告させていただきます。

以上で議題④門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量についてのご説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、何か委員の皆さん、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

事務局： 1点、資料に修正がございます。資料4の13ページの療養介護ですが、先程ご説明を省かせて頂きましたが、利用者数の見込み方のコメントのところ、身体障がいのある人、精神障がいのある人について設定となっておりますが、身体障がいのある人と知的障がいのある人を設定しておりますので、精神障がいを知的

障がいには修正いただくようお願いいたします。

会 長： はい、何かございませんでしょうか。

L 委員： 見込量に対して意見ではなくて、27ページのところのサービス利用の支援のところの文言で、4行目にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。という文言の所に、「サービス調整会議などを行い、計画作成します。」という風に記入していただき、できるだけ調整会議をもっていただいた計画を作成していただきたいのです。私は子どもが重度でしゃべれませんので、今、親が全て代弁しています。そんな中で、行動援護を使わせていただく、生活介護を使わせていただく、色々な事業所を使う中で、子どもの様子が色々違いますので、みてきていただいたりする報告を聞きますが、やはり同じ席に着いてお話を聞きたいと思っていますので、計画相談が始まってから私は1度もサービス調整会議を開いていただけていないことが、とても残念なので、ここに必ず書いていただいて、実施していただきたいと思っています。よろしくようお願いいたします。

会 長： はい、よろしいでしょうか。

事務局： はい、記載をさせていただきます。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

I 委員： いくつか質問があるのですが、まずは、実績値について聞いても構いませんか。2ページの居宅介護の障がいのある児童の実績値はずっと激減して、29年度は11で、時間数も激減していますが、このあたりは、放課後等デイが極端に増えてきている影響かと思いますが、そういった解釈で間違いないですか。

事務局： はい、その通りで、放課後等デイサービスで過ごす時間帯が家で過ごす時間帯より多くなっています。

I 委員： それと31ページですが、移動支援事業の同じく障がいのある児童の実績値が50になっていて、時間数の実績値が、解説のところでもおっしゃっていましたが、極端に少ないためとなっていますが、これは本当に人数は変わらないのに、利用時間数が、前年度3,453が764と極端に減っていますが、数値の間違いとかはないのでしょうか。

事務局： 時間数としては間違いないとは思いますが。この数値は、4月から7月の利用実績なので、例えば、利用をはじめて間がない方とかも含めてですが。おっしゃったように、放課後等デイの利用もからんでくるかとは思いますが。

I 委員： 年間トータルでないからということもあるということですか。

事務局： そういうことも含まれます。夏休みとかまだ集計ができていないので、夏休みに使われると伸びが出て来るかとは思いますが。それも含め、放課後等デイの利用に伴い、使うタイミングがないということで、減少していると想定されます。

I 委員： 放課後等デイに関連してですが、36ページの実績と見込みのところですが、ずっと急激に増加していて、実績値でいうと、1人当たりの利用日数が29年度は11.4になっていますが、この値を踏まえて見込量を算定ということになっていますが、先程、最初の方の話にあったように、他市に比べて門真市は利用日数がまだまだ少ないというようなところもあったり、最近では守口市もそうですが、地域の支援学級の子もたちも放課後等デイを使うようになってきているので、もうちょっと伸びるのではないかという気もしているので、そのあたり、教育委員会

にも状況を聞いてもらって、これで数値が大きくズレたりしないかを確認していただけたらと思います。

会 長： よろしいでしょうか。

事 務 局： 教育委員会とも連携して、数字については確認させていただこうと思います。

会 長： 36ページの放課後等デイの、今 I 委員が言われた1人当たりの利用日数の11.4人日が他市と比べて低いというのは、他市ではよく児童福祉法から18歳になって障害者総合支援法のサービスに代わる時に、めいっぱい使っていたところが、大人のサービスでは埋められない。特に夕方の時間帯が埋められないので、あらかじめ調整しながら支給量を抑えていると言うとおかしいが、スムーズに移行できるようにということもあるのですが、そのあたりの考慮はあるのですか。

事 務 局： そこまでは考慮はしておりません。一応、どういう所で療育を受けたいかというお話を聞いている中で日数を決めているところです。ただ、18歳になられて、大人の方の通所になられた時に、時間帯があまりにも夕方の早い時間帯に終わられるので困るというお声は聞いておりまして、大人の方の事業所さんに日中一時等の実施とか事業の延長とかはいかがなものかとお問い合わせはさせていただいております。その問題は解決に至っておりません。

会 長： ありがとうございます。他には。

L 委 員： 今、放課後等デイサービスの目標値について言われたので、ふと思ったのですが、門真の場合は、今、不登校の児童の受け入れを禁止、使ってはいけないということになっていると思いますが、国の方針は不登校の人もいいということになっているので、大阪府下でこの前、全体で研修があった時に、ワークショップをして不登校対応をされていますかという話を聞いたところ、8人中5人、色々な市がありますが、受け入れありで、教育と連携している市では、放課後等デイの利用で学校出席になる市もあるそうです。そういうことでは、門真は不登校の人も中学ではたくさんいらっちゃって、教育委員会も困っていて、色々なサポートをチームを作ってされている中で、今後、不登校の人も門真も使っていいように、国の方針に沿っていかないといけないのではないかとと思うところでは、この見込量では不足だし、実際に不登校の人が学校に行くのが当たり前だからだめだよというのはいかがなものかというところでは、やはり福祉の窓口を切り開いていただかないといけないかと思うので、不登校の方の必要な居場所として認めることに限っては利用が必要ではないかと思っているので、確かにこの数値では考え直す必要があるのかなと思いました。

会 長： そのあたり、また考慮して。

事 務 局： そうですね、教育委員会とも話をしながら、学校としてどこまでなせるのか。その上で共有が必要かと思しますので、福祉側だけで支えるのではなく、学校としての役割もきちんと明確にしながら、お子さんにとって一番いい方法で、サービスが提供できればと思います。今現在、門真市でも不登校の方で、デイの利用が有効だと見込まれる場合には、デイのご利用をいただいております。放課後デイが学校に行かなくてもよい逃げ場のみになってしまうと、お子さんにとってもマイナスの部分もあるかと思しますので、その辺の考え方については、教育委員会ときちんと確認をさせて頂きたいと思います。

会 長： よろしくお願いいたします。他、ございませんでしょうか。

E 委員： 26ページの共同生活援助のところですが、利用者数についての文章の1行目ですが、地域生活支援拠点の整備を平成30年度に予定しておりとありますが、これはこういう風に進んでいるのですか。

事務局： はい、30年度中に予定をしております。先程もご説明させていただきましたように、次回の協議会で詳細な説明をさせていただきます。

会 長： ということで、少し遅れているということで。他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の「議題⑤ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュールについて」事務局からご説明をお願いいたいと思います。

事務局： 障がい福祉課の江口と申します。よろしくお願いいたします。それでは「議題⑤ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュールについて」失礼ですが、座って説明させていただきます。それでは資料5をご覧ください。縦の欄の左から順に年月、項目、具体的な作業内容、会議、国・府の動向を記載しております。今後のスケジュールにつきましては、第3回の本協議会を12月下旬、第4回の協議会を来年の2月に開催する予定としております。また、パブリックコメントにつきましては、12月下旬の第3回庁内作成委員会と第3回の本協議会にて全体の計画素案をお示しさせていただいた後、来年1月に実施する予定としております。次回第3回の本協議会の開催日につきましては、事務局にて事前に日程調整をさせていただいた上で、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上となります。

会 長： ただいまのスケジュールにつきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

I 委員： パブリックコメントの実施にあたっては、どんなふうな形でパブリックコメントの実施についての広報というか周知の仕方をされるのでしょうか。

事務局： ホームページでお知らせさせていただきますのと、また、団体様の方からは、パブリックコメントについてもう少し分かりやすく周知をしてほしい、閲覧だけではなく他の方法もないですか、というご意見もございましたので、団体様については郵送で計画素案を直接見ていただけるように考えております。

I 委員： そのホームページに公表していますというのは、市の広報だけですか。例えば何を言いたいのかと言うと、保護者さんも結構関心は高い、しかも、第1期の障がい児福祉計画が策定されていくというような事自体が、多分知らないかもしれないと思っていまして、それであれば、パブリックコメントの時期になりましたら、学校・園などにもこういったものが出ますので、よかったら見てくださいというような形で、教育委員会等を通じて、学校・園にも保護者にお知らせいただくような形にさせていただけると、どこまで保護者さんが見るかわかりませんが、大事なことかと思っておりますので、ご検討いただけたらと思います。

会 長： はい、よろしくお願いいたします。他にございませんでしょうか。ないようですので、本日様々なご意見を委員の皆様からいただきました。ご意見につきましては、計画素案に反映させて事務局の方で修正していただき、次回の本協議会にて全体の計画素案をお示ししていただくということで、よろしいでしょうか。は

い、ありがとうございます。それでは、今日予定しておりました案件すべて終わりました。これで本日の協議会を終わらせていただきます。貴重なご意見、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

了